

自民党福井県連ニュース

自治体が住民に伝えるべき情報（水位計の情報等）の不足を解消へ！！
 ～改正水防法『逃げ遅れゼロ』による大規模氾濫減災協議会で議論するよう国交省が通知～

河川情報企画室

逃げ遅れゼロのための河川管理者から市町村への
 情報提供の強化について

- 市町村の避難行動の決定には河川の情報必須
- ・特に水位は最も基礎的な情報



河川管理者・市町村で認識を共有する

大規模氾濫減災協議会「新たに舵を切る」

水位観測の充実(水位計の増設)

- 水位計の位置を共有 → 特に上流や危険箇所等に留意
 ※洪水は上流から下流へ
- 水位計配置計画策定 → どこに必要なか？
 → 危機管理型水位計を新設

市町村向け川の防災情報の充実・徹底活用

※当該市町村専用ページの充実

- プッシュ型通知機能を徹底活用
 (観測所ごとに複数携帯電話に水位をメール通知)
 ※市町村担当者ごとに設定・登録
 (水位等は自由設定)
- 国の情報のみならず県の情報も取り込む
- 執務室内で専用ページを常時表示することを徹底

災害時、最終的に避難を判断するのは住民であること、市町村は住民が避難を判断するのに必要な情報を提供する責務を有すること（『避難勧告等に関するガイドライン』（2017年1月改定、内閣府））は、既報のとおりです。

しかし、近時の局地化・激甚化している豪雨が発生した際の、河川が氾濫する危険地域の情報（水位計等）の絶対数が不足しています。

＜福井県内の河川監視体制＞

- ◆カメラ：26台（国3台、県23台）
 - ◆水位計：96台（国21台、県75台）
- ※本年6月現在

そこで、本年6月19日に施行された改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」について、左記文書の指示が国土交通省から通知され、同協議会において、自治体・住民の意向を踏まえ、どこに、どれだけ水位計等を増やすか等を議論することになります。

※福井県内の大規模氾濫減災協議会設置状況

- 国管理河川（水防法上必置）
 昨年3月に任意の九頭竜川・北川減災対策協議会が設立され、今年6月までに3回開催。改正水防法施行に伴い、法定の協議会へ格上げし、議論を進める。
- 福井県管理河川（水防法上任意設置）
 嶺北と嶺南の2つのブロックに分け、それぞれについて今年6月に設立。これを法定協議会に格上げし年内に総会を行う等、議論を進める予定。

8月22日、自民党福井県連は、国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所の中村所長を講師に迎え、「国土交通省の『逃げ遅れゼロ』に関する政策勉強会」を開催し、近年の豪雨・洪水災害の発生状況、ハード・ソフト両面での対策等のほか、福井県内の国の水害対策等についてご説明いただき、意見交換を行いました。

自民党福井県連として、大規模氾濫減災協議会における水位計の増設等が進み、市町による住民への情報伝達がしっかりと行われるよう、今後も取り組んでまいります。

平成29年8月21日
 気 象 庁

雨量データの市町村への提供のあり方について

- 雨量データは市町村における防災対応の判断の根拠となるものであり、データを市町村がいつでも確認できるようにすることが重要です。
- 気象庁をはじめ、国土交通省や県の雨量データは、「防災情報提供センター」(※1)のホームページで確認することができます。また、福井県については、県の「河川・砂防総合情報」のホームページ(※2)において、上記機関の雨量データを確認することができます。
- ※1 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai_joho/
- ※2 <http://ame.pref.fukui.jp/>
- 気象庁としては、このようなホームページを活用することで、市町村において県内の雨量を一元的に確認できると考えておりました。
- 福井県においては、上記ホームページ以外に、県から市町村にこれら雨量データの一元的な提供は実施しておりません。
- 今後、福井地方気象台職員が県内の市町村を訪問し、定期的に意見交換を行います。また、解析雨量のデータを市町村が利用できるよう、気象台から直接市町村へ提供します。

気象庁も雨量計等の情報について、市町への伝達を今以上に確実にするため、左記の文書のように各市町等との意見交換と直接の情報提供を進めることとなりました。自民党福井県連では今後、福井気象台長を講師に勉強会を開催いたします。

2019年7月に行われる次の参議院議員選挙は、このままでは福井県と石川県が合区となってしまいます。それまでに、憲法第47条の改正を行って合区を回避し、改選ごとに各都道府県から最低でも一名は選出されるようにしなければなりません。

そこで、自民党福井県連では、以下のような憲法改正の試案を取りまとめました。

【現行憲法第47条の条文】

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

【憲法第47条の改正案】

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

参議院議員の選挙については、改選ごとに都道府県〔広域的な地方公共団体〕から少なくとも一人が選出されるよう定めなければならない。

上記のように憲法第47条を改正する場合、様々な論点が想定されますが、以下のように他の条文を改正不要と考えることで、憲法の改正の範囲を第47条という最小限にとどめることで、迅速な憲法改正の実現を目指します。

論点1 民主的正統性と権限

一 参議院議員を都道府県単位で選出することを明記する場合にもなお、「全国民の代表」と位置付けてよいか。

〔両議院の組織・代表〕

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

(第2項・略)

【改正の要否に関する考え方】

改正必要 参議院を「全国民の代表」ではなく「地方の府」として位置付けることにより、参議院における地域代表制の原理が「投票価値の平等」の原則に優越するようにすることが適切。

改正不要 憲法第43条第1項の「国民代表的性格」について最高裁昭和58年4月27日判決は、「選挙人の指図に拘束されることなく独立して全国民のために行動すべきこと」としており、47条のみを改正してもなお「国民代表的性格」を有するといえるのではないかと考えられる。

二 参議院の権限を、より地域代表的な性格にふさわしいものとなるよう見直す必要はないか。

例1. 法律案の議決における衆議院の再議決要件の緩和

例2. 参議院の審議事項の限定（地方自治をはじめとする社会の基本的な価値や制度等）

〔法律案の議決、衆議院の優越〕

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。(第3・4項・略)

【改正の要否に関する考え方】

改正必要 参議院の一票の較差に対して厳しく判断した最高裁H24.10.17判決が、「立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限」があるとの認識の上、投票価値の平等を求めていることを踏まえ、権限の見直しが必要ではないかと考えられる。

改正不要 ①既に衆議院の優越が認められている。さらに、小選挙区制の下、従前よりも3分の2の多数の形成が容易となり、衆議院の優越を行使しやすい状況が生じている。②また、参議院が衆議院とは異なる視点から丁寧な審議を行うなど、衆議院に反省を迫る補完的な役割に徹すれば、改正不要ではないかと考えられる。

例3. 内閣総理大臣の指名

〔内閣総理大臣の指名、衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

【改正の要否に関する考え方】

改正必要 衆議院は政権選択の府であるから、内閣総理大臣の指名を衆議院の専権事項とすべきではないかと考えられる。

改正不要 現行も異なる議決をした場合には衆議院の指名が優先することが定められており、参議院の指名は衆議院に対して反省の機会を求めるという意義があることから、改正不要と考える。

論点2 「都道府県」について「地方自治」の章（第8章）で明記すべきか。

改正必要 現行日本国憲法で地方自治について定める第8章において、「都道府県」の文言はない。仮に第47条に「都道府県」と定めるのであれば、第8章でも「都道府県」について規定をしておく必要はないかと考えられる。

改正不要 ①今次の改正は、「地方公共団体」が「都道府県」と「市町村」の二層構造であることを憲法上固定しようとするものではない。②また、現在の第8章には「地方公共団体」の文言があり、第47条において「都道府県」の文言に代え、これを事実上意味するものとして「広域的な地方公共団体」の文言を用いればよいのではないかと考えられる。

一事務局からのお知らせ

ふくい政経塾
開講

8月20日(日)
に、ふくい政経塾2
017年度(第6期)
開講式・第一回講座
を開催しました。
開講式には塾長の
山本拓衆議院議員
と、運営副委員長の
田中宏典県議会議長
に出席いただき、激
励のご挨拶をいた
しました。
第一回講座は、運
営委員を務められる
県議会議員の宮本
俊、清水智信、力野
豊先生(講義順)に
それぞれ講義をいた
だきました。テーマ
は左記の通りです。
宮本県議：福井県政
とその取り巻く環境
について
清水県議：幸福度日
本一について
力野県議：福井の工
ネルギー政策につ
いて
尚、本来予定して
いた、ふくい政経塾
一般講座につきま
しては、講座の入り
難い日程調整が困難
となつたため延期と
し、講師選定も含め
まして改めてご案内
致します。

9月の予定

9月2日(土) 第51回女性局定期大会 (会場：織協ビル8階ホール)
【第一部 議事】14時00分より(受付13時30分より)
【第二部 記念講演】15時20分より
講師：文部科学大臣政務官 宮川 典子 衆議院議員
演題：「政争に巻き込まれる女性の政策」

記事を募集します!
「県連ニュース」では、掲載記事を募集いたします。支部行事にかかわらず、地域の伝統行事や地域イベントなどの情報も発信していきたいと考えております。

自由民主党福井県支部連合会

〒910-0005 福井県福井市大手3-7-1 織協ビル6階615室
電話：0776-22-4992 FAX：0776-22-5559
Eメール：fukui@pf.jimin.or.jp HP：http://www.jimin-fukui.jp/